

## 2. 調 査 票

# 琴浦町人権・同和教育に関する意識調査票

令和元年 8月  
琴浦町

ご記入にあたってのお願い

- この調査は無記名ですので、お名前を記入していただく必要はありません。
- 封筒のあて名の方、ご本人がお答えください。
- 質問の回答は、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでください。  
また、選択肢の「その他」に○をされた方は、( ) の中に具体的な内容を記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、  
**9月30日(月)までに、郵便ポストへ投函してください。**(切手は不要です)
- この調査について、ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

〒689-2303 琴浦町大字徳万 266-5  
琴浦町教育委員会事務局 人権・同和教育課  
電話 52-1162  
ファックス 52-1122

《このアンケートの**ぶんしょう**よ**かた**文章を読むことが**むずかしい**方へ》

**かぞく**した**かた**だいでく**こた**  
ご家族や親しい方などに代読してもらって、お答えいただいてもかまいません。



質問4 あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。(○はいくつでも)

- 1 部落問題に関する事
- 2 女性に関する事
- 3 障がいのある人に関する事
- 4 子どもに関する事
- 5 高齢者に関する事
- 6 在日韓国・朝鮮人に関する事
- 7 日本で暮らす外国人(在日韓国・朝鮮人以外)に関する事
- 8 病気にかかっている人やその家族に関する事
- 9 刑を終えて出所した人に関する事
- 10 犯罪被害者やその家族、加害者の家族に関する事
- 11 性同一性障がい者や同性愛者等の性的マイノリティ(少数者)に関する事
- 12 経済的に生活が困難な人に関する事
- 13 1～12以外の人権問題に関する事  
(具体的に： )
- 14 差別や偏見が存在しているとは思わない

質問5-1 結婚のときに身元調査することを、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 当然である  | 2 やむをえない |
| 3 すべきでない | 4 わからない  |

質問5-2 「当然である」「やむをえない」と答えた方にその理由をおたずねします。あなたの考えに近いものを選んでください。(○は1つ)

- 1 常識であるから
- 2 本人に重要な関連があるから
- 3 おかしいと思うが、周りがしているから
- 4 その他 ( )

質問6-1 あなたは過去5年間に、人権・同和教育の講演会や研修会に参加されたことがありますか。  
(○は1つ)

- |   |           |   |           |
|---|-----------|---|-----------|
| 1 | 10回以上参加した | 2 | 5～9回参加した  |
| 3 | 1～4回参加した  | 4 | 参加したことがない |

質問6-2 質問6-1で1～3を選ばれた方におたずねします。あなたが講演会・研修会などに参加されたのは、どういうことからですか。(○はいくつでも)

- 1 人権・同和教育を通して、正しい理解を持ちたいと思ったから
- 2 自分の問題として学習したいから
- 3 講師やテーマに興味があったから
- 4 知人などに誘われたから
- 5 P T Aの研修だったから
- 6 職場の研修だったから
- 7 町内会などの役員になっていたから
- 8 参加割り当て(動員)だったから
- 9 他の行事や研修の中に組み込まれていたから
- 10 その他( )

質問7 平成28年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。障がいのある人の人権に関して、あなたは、現在どのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でない
- 2 道路や交通機関、建物の段差など、外出・利用することが困難
- 3 学校等での教育を受ける権利が十分に保障されていない
- 4 就労支援の確保や就労機会が十分に保障されていない
- 5 福祉サービスや制度が十分でない
- 6 スポーツ、文化活動、地域活動への参加に配慮されていない
- 7 その他 ( )
- 8 特にない

質問8 平成28年度に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。あなたは、現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 日本に在住する外国人への理解や認識が十分ではない
- 2 外国語標記がないため、道路や公共施設等の利用が不便
- 3 学校等での教育を受ける権利が十分に保障されていない
- 4 就労支援の確保や就労機会が十分に保障されていない
- 5 社会参加の権利が十分に保障されていない
- 6 発言、インターネット、書籍などで偏見や差別により不愉快な思いをすることがある
- 7 その他 ( )
- 8 特にない



質問 1 1 今後、あなたの周りや親しい人の間で、部落問題に関する差別的な発言や行動を直接見聞きした場合、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

- 1 誰に対しても、その人の考え(間違い)を正すよう努力する
- 2 一応間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする
- 3 そのときは何もしないが、後で身近な人に相談する
- 4 そのときは何もしないが、後で関係機関に相談する
- 5 相手によって、どうするか考える
- 6 気まずくなるといやなので、何もしない
- 7 その他 ( )

質問 1 2 あなたは、部落問題をどんなときに気にしますか。(○はいくつでも)

- 1 結婚を考えるとき
- 2 就労・雇用するとき
- 3 土地や家などの財産を購入するとき
- 4 職場や学校でつきあいをするとき
- 5 隣近所でつきあいをするとき
- 6 町内会、自治会、PTA、女性部などの団体に活動するとき
- 7 友だちづきあいをするとき
- 8 気にしない
- 9 その他 ( )

質問 1 3 部落差別の現状についてあなたはどのように考えていますか。(○は1つ)

A : 被差別部落の生活環境 B : 就労面や教育面 C : 被差別部落の人々に対する差別意識
---

- 1 A・Bの格差もCも解消されている
- 2 A・Bの格差は解消されたが、Cは解消されていない
- 3 Aはおおむね改善されたが、Bの格差やCは解消されていない
- 4 多くの分野で格差や差別意識が現存している
- 5 もともと格差や差別は存在しない
- 6 わからない
- 7 その他 ( )



質問 1 4 あなたは、部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。  
(○はいくつでも)

- 1 差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を推進する
- 2 相談体制を充実する
- 3 被差別部落の人々に対する支援を充実する
- 4 差別禁止など差別をなくすために必要な法律等を整備する
- 5 被差別部落の人々自身が、差別されないようにする
- 6 そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 7 部落問題は解決しており、特に必要ない
- 8 わからない
- 9 その他 ( )

質問 1 5 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 町民の人権意識を高めるために啓発活動などを積極的に推進する
- 2 学校において人権・同和教育を充実する
- 3 人権が侵害された人や社会的に弱い立場にある人のための相談体制を充実する
- 4 社会にみられる不合理な格差を解消するための施策を充実する
- 5 企業・NPOなどの団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
- 6 公務員など公的機関に勤める職員に対して、人権意識を高める研修を充実する
- 7 人権侵害を行った人などに対し法的な規制をする
- 8 人権が侵害された人の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 9 人権は十分に尊重されており、新たな取組みは必要ない
- 10 その他 ( )

質問 1 6 人権・同和教育に関して、ご意見ご感想があればお聞かせください。

---

---

---

---

---

---





# 送付文書

令和元年8月

各 位

琴浦町長 小 松 弘 明  
(公 印 省 略)

人権・同和教育に関する意識調査について（お願い）

日ごろから、町行政の運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、琴浦町では人権が尊重される住みよい町を実現するために、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする施策の推進に努めています。

このたび、町民の皆様のお考えをお聞きし、より効果的に人権・同和教育を進めていく上での資料とするため、「人権・同和教育に関する意識調査」を行うこととしました。

そのため、20歳以上の町民の中から1,800人の方を無作為に選び、あなたへこの調査のご協力をお願いすることになりました。

この調査は人権に関わること全般についてお聞きします。多くのことをお聞きしますが、回答された方の個人情報については十分に配慮し、外部に漏らすことは絶対にありません。あなたの率直なご意見や思いをお聞かせください。

お忙しいところお手数をかけ恐縮ですが、調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

●ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、  
9月30日（月）までに郵便ポストへ投函してください。  
(切手を貼る必要はありません)